

里親に対する家族支援のあり方の現状と課題

篠島 里佳(横浜市中央児童相談所 一時保護所)

1・はじめに

一般的に「虐待」とされる理由で里親に委託されている児童は、里親委託児童のうち約4割を占めている¹⁾。委託前の養育環境や虐待による影響等から、里子を養育することは里親の「愛情」や「子育て経験」のみでは困難な場合が多い。昨今の虐待増加により施設の定員が超過し、要保護児童の受け皿不足から里親制度への期待が高まり、平成14年10月に被虐待児の養育を専門に行う「専門里親制度」が創設された。

そこで、「専門里親アンケート調査」²⁾から、被虐待児を養育する上で里親がどのような困難を抱え、またどのような支援を必要としているのかについて整理した上で、被虐待児を養育している里親に必要な支援について述べたい。

2・専門里親希望者の調査結果

平成15年5月から6月にかけて、東京、京都、埼玉で行われた専門里親研修のスクーリングに参加した専門里親希望者を対象に、郵送による自由記述式のアンケート調査が実施された。その調査結果から、被虐待児を養育する上で里親がどのような困難や不安を抱え、また、どのような支援を必要としているのかについて整理したい。

(1) 被虐待児を養育する上で困ったこと

被虐待児を受託したことのある里親が、どのようなことで困ったかという質問に対

する回答では、「被虐待児特有の行動の問題」「コミュニケーションの問題」「里親自身が抱える問題」「児童相談所との関係・制度に関するもの」「実親」「社会環境」に大別された。最も多かった「被虐待児特有の行動の問題」(12コメント)では、盗癖、性癖、うそ、多動、非行、家庭内暴力、パニック、気持にムラがあり反応が読めない、内と外の顔が違うこと等がみられた。次いで「里親自身が抱える問題」(7コメント)では、里子の試し行動への対応や挑発に乗らないよう平静さを保つ苦勞、家族を巻き込んでしまうことのつらさ等であった。「児童相談所との関係・制度に関するもの」(5コメント)には、児童相談所の問題として、里子を理解する上での情報提供やケアが不十分であること、また自立が困難な措置解除後の児童を長年にわたってケアすることの大変さ等がみられた。「実親」(2コメント)に関することでは、実親とのかかわりの困難さや、実親のストーカー行為に対する不安が挙げられていた。「社会環境」(1コメント)では、里子の問題行動で学校や近所に迷惑を掛けたこととなっていた。

(2) 被虐待児を受託する上での不安

被虐待児を受託し養育する上での不安としては、「行政や実親との連携」(5コメント)、「自分のスキルへの不安」(4コメント)、「子どもを受け入れることへの不安」(3

¹⁾ 平成10年2月1日現在「養護施設入所児童等調査結果の概要」

²⁾ 木ノ内博道『「専門里親アンケート調査」結果の報告』第49回関東ブロック里親協議会第2分科会「専門里親制度の浸透について」

コメント)、「その他」(8 コメント)に大別された。最も多かった「その他」には、不十分な支援体制や専門里親制度に対する不安、研修だけでは不安は解消されないこと、ケースバイケースにどのように対応するかといった内容がみられた。

(3) 専門里親希望者が必要としている支援

最も多かったのは「仲間同士の交流」(20 コメント)で、子育ての不安等を互いに話し合える関係、日常的な相互援助、学習会、行政への要望、専門里親の全国組織を作って情報交換や研究を行う、といった内容がみられた。次いで「サポート」(8 コメント)となっており、地域や学校等のサポート、専門家のサポート、行政や専門機関との連携、専門里親のホットライン等があった。最後に「レスパイト」(5 コメント)に関することでは、里親の病気や冠婚葬祭の時、里子の夏休み等の長期休暇時に利用したいこと、またレスパイト先には施設ではなく里親が望ましいといった意見がみられた。

3・まとめ

被虐待児の養育を行う「専門里親制度」が平成 14 年度に創設されたが、専門里親として認定を受けていない里親の中にも現に被虐待児の養育を行なっている者もいる。この現状を踏まえた上で、被虐待児を養育している里親に必要な支援における改善課題について述べたい。

(1) 研修について

社会的養護を担う里親が研修を受けることは必要不可欠である。「里親が行う養育に関する最低基準」でも、里親は研修を受け資質向上に努めるよう規定されている。

しかし現実には、里子の養育で研修に参加することが困難であったり、研修参加に対する里親側の意識が希薄であったり、体系的な研修プログラムが用意されていなかったりと、まだまだ課題が多い。専門里親には、児童福祉論を含む 8 科目の通信教育とスクーリング、児童福祉施設での実習といった新規認定時の「認定研修」を修了していることが要件として定められており、また専門里親登録更新時に行う「継続研修」がある。しかし、養育里親には、里親制度及び児童の養育についての基本的な知識や技術の習得を図ることを目的とした「基礎研修」があるのみで、研修内容としても不十分である。また、専門里親は委託児童の家庭環境の調整に協力することになっているが、要保護児童の多くは実親⁹⁾がいることから、養育里親も実親の理解や対応に関する研修が必要である。さらに、養育里親の要件には研修を修了していることは規定されず、「児童の養育について理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること」となっており、養育里親には熱意や愛情が研修よりも重んじられ、研修を受けることは努力義務に留まっている。

また、研修に関する調査結果では、講義形式で基礎知識を習得するよりも、被虐待児の養育に役立つ具体的な内容やロールプレイ等の演習形式のものが評価を得ていたことから、より実践的な研修が求められていると言える。守秘義務やプライバシーに配慮しつつ、里子の事例を用いた研修を行うことも効果的であると思われる。

(2) 委託後の状況把握と継続的な支援

研修の重要性は言うまでもないが、研修を受けさえすれば問題が起こらないとは限

⁹⁾ ここでの「実親」とは、委託前に子どもを養育していた者とする。

らない。そこで必要なのが、委託後の状況把握と継続的な支援である。

1) 状況把握

委託後の里親および里子の状況把握として、現行では児童福祉司による家庭訪問が行われているが、きめ細かい支援を期待できる状況にないのが実態である。所沢児童相談所が行っている「里親サロン」⁴⁾は、定期的に里親子の状況把握ができ、問題を抱える里親子の発見や個別訪問を行う等の支援へとつなげることができる点では参考となるであろう。また、乳児院や児童養護施設から里親委託されているケースも多いことから、委託前に入所していた施設の家族支援専門相談員にその業務を委任することも検討すべきではないだろうか。

また、児童相談所の担当職員が異動等により変更することが多く、里親子との信頼関係や里親を指導・援助する力量や経験が担保しにくいという弊害もある為、里親専任の職員を配置することが望ましい。

2) 専門機関による相談援助

専門的なアドバイスが必要と思われる時には、児童相談所を中心に、児童家庭支援センター等の児童福祉施設の相談機関、学校や教育相談センター、保健・医療機関、警察署の相談機関、民間の援助機関等、様々な社会資源がある。しかし、具体的な社会資源に関する情報を持っていないければ活用できない。児童相談所や里親会が、里親に対して情報提供するこ

とも必要である。

3) 里親同士の交流

前述の調査結果からも里親同士の交流を求める意見が多かったが、里親同士が気兼ねなく子育ての苦勞を話せる場の保障は、里親のストレスを軽減したり、具体的なアドバイスや情報を得たり、「大変なのは私だけではない」といった安心感や励ましの機会となることが多い。また、里親交流の機会を設けることは、里親同士のネットワーク作りに有効であり、セルフヘルプグループとしての役割が期待できる。

4) レスパイト・ケア

里親の養育は24時間365日行なわれており、また里子の養育は一般の子育て以上にストレスを抱えることも多い。平成14年度より、年7日以内のレスパイト・ケアが制度化されたが、里親自身の休息のみでなく里子の状況を把握する上でも有意義な制度であると思われる。しかし、この制度を利用することで里子が不安定にならないよう、委託前に入所していた施設を利用したり、日頃から親しい他の里親家庭に委ねる等、里子への配慮も必要である。

3. 里親制度への理解促進

里親が地域から孤立することなく社会的に認知されるよう、一般市民の里親制度に関する理解を促進することは必要であろう。特に里親・里子ともに関わる機会が多い保育所、幼稚園・学校等の教育

⁴⁾ 所沢児童相談所が行っている「里親サロン」の概要

委託直後の里親・里子全員に月1度、日を決めて児童相談所へ来所してもらい、午前中2時間は研修を行う。昼食を交えて1時間ほど里親だけで話しをしてもらい、その後2～3時間振り返りの時間を設ける。その間、里子の方は職員らが遊びを通して行動観察を行う。そして、里親と里子の様子を付き合わせ、問題を抱えている親子には家庭訪問や個別面接等を行う。

機関、医療機関の里親制度への理解や協力は必要不可欠である。

(4) 今後の里親制度のあり方

今後は、里親制度を地域援助システムの中の一資源と位置づけ、多様なサービスを併用しながら里親制度を活用していく方向で検討する必要があると考える。「児童養護施設近未来像Ⅱ」でも、施設か里親かといった二者択一的な捉え方からの脱却と、双方のパートナーシップの重要性を挙げているが、里親家庭だけで養育を完結するのではなく、施設や地域の社会資源と有機的

に協働しながら、里子を養育していくシステムを構築する必要がある。たとえ里親がレスパイト・ケアを活用し、研修により専門性を高めたとしても、様々な問題を有する被虐待児を家庭という私的な空間において里親のみで養育するには限界があると思われる。施設および里親それぞれの枠内で制度を改善していくのではなく、社会的養護のあり方自体を、抜本的に見直す時期に来ているのではないだろうか。

児童福祉施設における虐待事例に対する家族援助のあり方に関する研究

— 居住型児童福祉施設における職員への個別面接調査を通して —

本章 執筆：山田勝美（長崎純心大学）

本章におけるヒヤリング調査と資料作成：天羽浩一（鹿児島国際大学）、斉藤美江子（砂町友愛園）、谷口純世（聖母女学院短期大学）、鈴木力（聖徳大学短期大学部）

I 研究目的

平成 16 年度厚生労働省予算概算要求において、児童養護施設に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置が盛り込まれた。この家族支援専門相談員には、児童養護施設に入所する子どもたちが家庭に戻り、家族と共に暮らすことのために支援を行うことが期待されていると考えられる。

このことを前提としたとき、重要でありかつ困難が予測されるものに虐待をした親への支援の課題がある。その課題及び対処方法が明確にされていかなければ、家族支援専門相談員の配置を行うだけでは問題の解決にはならない。

では、そこにはどのような困難とそれへの対処があるとされているのだろうか。庄司ら（2003）によって、親に対する指導法のモデルが提示されている。これは、親に対する援助の流れや基本的事項という意味での整理としては有効であると考えられる。だが、具体的な実践上の課題に基づいた役割の整理という意味では十分ではない。

西澤（2002）は、施設における役割は、①親の子どもに対する理解の促進、②具体的な親子の関わり方に関する心理教育的な援助だとする。そのうえで、重要なことは、そのような施設における援助の前提にあるのは、親が虐待の事実を認識（場合によっては子どもに謝罪）であるとする。（p27）

確かに、西澤の指摘するように援助を展

開しようとしても、その親自身に援助をうける動機付けがない、もしくは弱い場合、十分な効果は期待できないということが予測される。Jones（1997/2003）も、治療の第 1 段階に認知（虐待の事実を認めること）をあげている。

だが、親が虐待の事実を認めさせることは容易ではないだろう。庄司（2003）らの調査によっても、保護者に対する援助の困難さに、保護者の精神的障害、強引な引き取り要求、の後、3 番目に虐待の認識がないがあげられている。西澤も総論として述べているだけであって現場の課題をふまえては言及していない。さらにいえば、現実的には、明らかな虐待の場合は別にしても、虐待の事実認定が難しく、これを疑われるような場合には虐待を認めさせることは難しいかもしれない。つまり、具体的に親に虐待の事実をどう認めさせていくか、そこにいまだ現実的な課題があると考えてよいだろう。

さらにいえば、保護者への援助を考えていく際に重要な点は、虐待を認めさせることだけではない。たとえば、子どもと家族を一体に捉えていく視点が重要ではないだろうか。今までの保護者への指導法においては、親にのみ焦点があたっている傾向があるといえる。むしろ、子どもがよい意味で変化していくときに、親自身もよい方向に変わっていくということは十分に考えられるわけである。むしろ、ファミリーソーシャルワーク（以下、FSW）とは、家族

を一体に捉える方法論であるという点においていえば、これは自明であるのかもしれない。

最後に指摘したいのは、家庭復帰が難しくなった場合の対処もFSWのひとつの機能ではないかということである。この場合に想定される困難さのひとつには、乳児院の場合でいえば、里親に措置したいが、親が突然表れ、子どもを帰して欲しいといわれることへのためらいがあるだろう。このような場合、家庭復帰は「難しい」という状況の見極めが問題となる。もうひとつは、子どもへの告知や対処である。いつまでも家庭に帰れると信じている子どもに対し、家庭への思いにいかに対処していくのか、この点も重要な課題といえるだろう。

以上のように、保護者への援助をめぐるはいくつかの課題があるといえる。他方で、今までの現場実践のなかで蓄積された知見によって、効果的に家族援助を行えた場合もあるだろう。つまり、保護者への援助を展開するにあたって、何が重要な点なのか、逆に何が現場の抱える具体的な困難さなのかを明確にする必要がある。これらを明確にしたうえで、家族における援助方法を検討すべきではないだろうか。

そこで、施設職員が実際に援助を展開した事例のなかで保護者との関係形成が行えたもの及び改善されなかったものを選定し、家族援助の課題とそのあり方の検討を加える。これを本研究の目的とする。

II 研究方法

1・調査対象施設

本年度は予備的調査としてこれを位置づけ、居住型児童福祉施設のなかで乳児院及び児童養護施設を調査対象とした。調査対象施設であるが、乳児院については家庭支援専門相談員もしくは専属のファミリー・ソーシャルワーカーを置いているA県2

箇所、B県1箇所の計3施設を選定し調査した。児童養護施設については、C2箇所、D県1箇所、E県1箇所の計4施設である。

2・調査方法

(1) 方法

1) 事例の選定について

調査依頼の時点で、入所理由もしくは入所後に虐待の存在が確認され、かつ親に対する援助で次の要件にある事例とした。平成16年2月から半年(なければ1年以内)以内に、親と子ども及び職員との関係形成が改善された事例とした。同様に、親との関係形成が改善されていない事例を選出してもらっておくこととした。今回の調査では、改善された事例8、改善されなかった事例7、合計15事例を収集することができた。

2) 調査方法について

方法としては、まず基本的質問項目によって流れを構成し、後は自由に質問を展開する半構造化面接法にて行った。

なお、質問項目の作成にあたっては、先行研究をふまえ、①入所時の親の虐待への認知と児童相談所における援助経過、②親との関係形成における分岐点にあるものは何か、③入所後の家族への支援の経過とそれが子どもに与える影響について、④他機関との連携(特に児童相談所)、⑤乳児院においては家族支援専門員を配置による状況の変化について明らかにすべく作成した。詳細は巻末に添付したので参照していただきたい。

調査対象者は、家族への援助を直接担当している者とした。施設には、「家族への援助を担当している者は誰か」とお聞きし、施設の方で選ばれた方に聴き取りをする方法をとった。担当しているものが複数いる

と言われた場合、複数に話を伺うこととした。その際、一人一人での面接でもよし、グループインタビューでもよいこととした。

質問が担当者では把握していないという返答があった場合、そのことを把握している者を確認し、その方に補足の面接を行うこととした。

選定された調査対象者は、乳児院の場合、家庭支援専門相談員と専任のファミリー・ソーシャルワーカー（副院長を兼務）であった。児童養護施設では、S園及びF学園は、次年度よりFSWに就任予定の職員、O園は、園長、副園長、本年よりFSWとして採用された職員及び2名の職員の合計5名、S寮は、3ホームで家族援助を主に担当している職員であった。なお、調査実施期間は、各調査員が平成16年2月から3月にかけて行った。

3) 分析方法について

聴き取った内容は、テープ起こしにより逐語記録を作成し、質問項目に沿ったデータとして整理する。聞き漏らし及びテープの録音ミス等、再度聴き取りした方がよい

場合が発生した際には、再度調査を行った。その後、得られたデータを質的分析法で検討した。今回は、KJ法を採用した。具体的には、得られたデータを小項目として掲げ、その共通項目にラベルを貼り、中項目、大項目として整理することで共通要因の明確化をはかった。

III 考察

考察においては、まず保護者への関係形成が改善される、されないといったその違いをふまえたうえで、FSWの役割について検討した。同時に、関係が改善される、されないポイントはどこにあるのか、考察したい。その考察を前提にして、今後どのような方策が検討されるべきなのか、考察を深めていきたい。

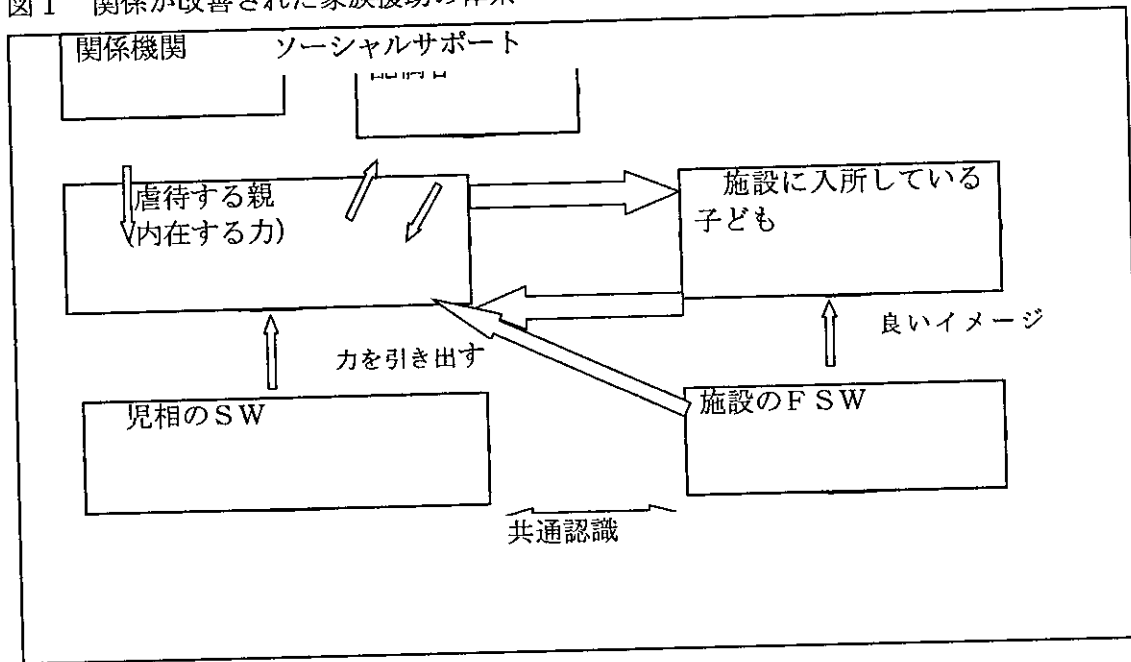
1・改善された事例の共通要因をふまえてのFSWの役割

まず、改善された事例の共通要因である。結果のなかでの中項目と大項目のみ示した。これを図式化したものが、以下のものである。

表7 改善された事例の共通要因

中項目	大項目
親への働きかけ	職員の忍耐強い関わり
子どもへの働きかけ	
関係専門機関との連携	ソーシャルサポートの構築
インフォーマルサポート	
母親自身のもつ力	肯定的側面及び内在する力
子どもの良好な変化	

図1 関係が改善された家族援助の体系



保護者との関係が改善された要因をふまえてFSWの役割を検討すると、まず子どもに親の肯定的なイメージを育むことが必要であるといえる。それを手紙等で保護者へ伝え、子どもは決して完全に親を否定していないことを伝えることが必要であろう。子どもに対しては、親の言っていることを本人に受けとめることができるように伝えることも必要である。

ある施設の職員が指摘していたことだが、親に子どもの否定的なことを極力言わないと話されていた。なぜなら、親は何かしなくてはと思っているので、子どもを叱責してしまう。そのことが子どもとの距離を作ってしまうことになる。職員は、母親の子どもを思う気持ちを理解し、その思いがうまく子どもへと伝わることへの橋渡しの機能が求められているといえるだろう。そのためには、親自身にも子どもの気持ちをいかに理解したらよいのか、具体的にどう関わるのかということを示していくことが求められているといえる。

今回の事例のなかには、虐待が入所後に

判明した場合があった。施設職員がそのことに気づき、親との面会を回避しようと思うとき、親は職員の言動を疑う場合がある。例えば、「今はお母さんとお会いしても、お子さんはあまり喜ばないので・・・」というような場合である。認めたくないという思いも手伝って、親は職員を疑う場合がある。こうした場合において、まず重要となってくるのが児相との共通認識である。児相の職員は、日常の子どもの様子をみているわけではないので、子どもが親をどう思っているのか知らない場合が起こりうる。こうした場合において、面会の必要性等において共通認識をもっていないと、「児相は面会を許可したのに、施設の職員はなぜ反対するのか、やはり私のことを嫌っているから」等施設職員への反感を抱かせてしまうことすらあるだろう。したがって、児相との間において、現在の子どもの状況と親の状況について、何が現在必要なかを明確にしておく必要がある。そのうえで共通認識にたち、親へのかかわりにおいて、施設と児相との間に極力言動の不一致がな

いようにしなければならない。

また大切なことは、虐待する親と取り巻くサポート体制の構築である。経済的問題には福祉事務所、親の精神的治療には精神科医などといった専門機関との連携のみではなく、虐待する親との親密な関係を構築できるキーパーソンとの関係を維持させ、これを活用しつつ、虐待した親をサポートしていくことが必要であろう。

最後に述べたいのが「親の謝罪」に関することである。確かに、事例で取り上げたように親が子どもに虐待について謝罪することが子どもに良好な変化をもたらしている。ゆえに、その効果は西澤らの指摘するとおりである。ここで考えたいのは、親にどのような「ことば」を用いて、自らの行為を自覚させるかである。この際、「虐待」という言葉を用いるのではなく、実際の行為を指し示すことばの方が、特に子どもがされた行為（叩かれたなど）を示す言葉を用い、その行為に対する謝罪が有効であるといえないだろうか。これについては今後の

検討課題でもあるが、「虐待をしたことを謝罪してください」という表現は、やはり、「なんともひどいことをしましたね」という印象を親に与えやすいし、職員自身も親に否定的になりやすいといえるだろう。

同時にいえることは、職員との信頼関係の形成があり、親自身も謝罪すれば受けとめてもらえるであろうという確信にも似た思いがあったからこそできるのである。関係が改善される親にはこうした基本的な内的な力が存在しているといえ、この部分の見極めも親と関わっていく際の重要点であるといえるだろう。

2・改善されなかった事例の共通要因をふまえてのFSWの役割

次に改善されなかった事例の共通要因をふまえてFSWの役割を明確にすると共に、こうした親が抱える課題について検討していきたい。

表8 親が抱える課題

中項目	大項目
親のいい加減・無責任な態度	親の課題
相手を振り回す、威嚇する態度	
男性への依存性	
子どもが親の否定的影響を受ける	子どもの側の課題
子どもが親を否定的に捉えてしまう	
専門職に求められること	専門職の専門性
親族との関係の悪さ	安定した関係がない
経済的困難さ	基本的な生活をおくれる条件が整っていない
住居の問題	
連絡し、面会できる距離にない	環境的側面

改善されない事例のいずれにおいても、職員が親のいい加減で無責任な態度及び職員を威嚇する態度等に疲れ果て、怒りすら感じていたことが指摘できる。それだけで

はない。子どもへの悪影響に職員は苦しんでいるのである。結局悪循環になり、職員と親の関係は否定的なものにならざるをえない。ここで考えてみたいことがいくつか

ある。

ひとつには、そうした親の態度は、彼らが親自身にそのように扱われてきた結果であるといえるのではないか。恒常的な安定的な関係すら与えられることがなかったのかもしれない。根底にあるのは、他者への不信感であり、寂しさである。

子どもに対して無関心な親は、自分だけを見てくれる人を求めてしまう。愛情を子どもに与える以前に満たされていないから誰かを求める。子どもに対して引き取りを強く要求してくる親がなぜ子どもをそこまで求めるのかといえば、自分の孤独感を解消してくれるからであろう。引き取りは子どもの成長を願ってのものではなく、自分の空虚感を埋め合わせるものに等しいように感じられる。

同時に今回の事例の整理で感じたことは、親が強く子どもを引き取り、「家族である」ことに固執するのは、親自身が「家族幻想」を抱いているからかもしれないという点である。安定した家族で育つことができなかつたからこそ自分こそはそのような家族を築きたい、そうでなければ自分の空いた穴は埋め合わせることができないとでも思っているかのようである。この部分はいまだ仮説にすぎないのであるが、関係形成が困難な親を捉えていく視点ではないかと考える。

このことと関連しているのが、関係形成が困難な親の情報は収集しづらいであろう。多くを語ろうとしないことが想定されるからだ。しかし、だからこそいかに情報収集するかが問われてくることになる。虐待している親だけでなく、配偶者を始め、親族を含めた情報収集をいかにしていくかが課題である。

もうひとつ重要な点は、子どもへの影響をどう捉えるかである。ひとつは親を否定的に捉えてしまうという課題である。だが、

これは親を子どもが相対化していくスタートとして位置づけることができるのではないか。親の無責任さにあきれはてているが、他方でどこかで子どもは親を求めている。求めている部分を認めつつ、子ども自身が親だけに期待をかけず、適切な距離をいかに築けて行くのか、こうした点について援助を開始する機会として捉えることができるのではないだろうか。

もうひとつの点、そしてむしろこちらの方が問題なのであるが、親を相対化できないという点である。しかも、暴言や善悪の区別がつかない等、親の否定的影響を多く身につけてさえしてしまう。

この部分は次年度の研究課題であるのだが、こうした子どもは職員との愛着関係がいまだ構築されていないからこそ、親に固執している可能性がある。親を相対化できる子どもは、職員という安定した存在を内在化でき始めているからこそ、親にこだわらなくてもよいのかもしれない。

さて、子どもへの影響をふまえて制度として検討を要する課題について最後に言及しておきたい。こうした親の否定的な影響を受ける子どもの場合、親との面会を一時制限する必要が生じてくる。この点について、『子ども虐待対応の手引き』（2001）には以下のように記されている。

「なお、入所中に児童に対する面会、通信の制限について、児童虐待防止法第 12 条において児童福祉法第 28 条の規定により家庭裁判所の決定に基づき入所した児童に対する保護者からの面会、通信を児童相談所所長又は施設長が制限することができる明文規定がされた。

児童福祉法第 28 条によらない場合の入所についても、児童福祉法第 47 条第 2 項の規定する施設長の監護、教育の権限に基づき、児童が面会や通信を拒否したり、精

神的に動揺したりあるいは保護者が児童を威圧、脅迫したりする場合には、面会、通信等を制限することは可能である。」(p 207)

この条文を読めば、児童福祉法第 28 条以外で入所した児童においても面会や通信を拒否したりすることができると考えられる。したがって、入所後に虐待が発覚した児童のような場合にも面会等の制限はできるわけである。だが、ここでひとつ問題がある。それは、施設長の権限で制限する部分である。これでは、施設は親と敵対関係になってしまう恐れがある。

施設は、子どもの自立支援と親との良好な関係の構築を目指している。そのなかで、子どもの自立支援が親と会うことで阻害されるのであれば、子どもの自立支援を優先させるであろう。そうなってしまうと、親は施設を批判するであろうし、結果的に親と良好な関係を維持できなくなる。もしくは親との関係を悪化させたくないから、子どもに悪影響があるのを知りながら、面会を許可せざるをえないという葛藤状況に追い込まれる。

やはり、28 条以外の場合にあっても、施設長の依頼があれば、家庭裁判所で面会等を制限する措置を講ずることが必要である。すでに、DV防止法では、接近禁止命令等ができており、これを摘要することもできるだろう。

3・結論と今後の課題

今回の調査において、関係が改善される場合と関係が改善されない場合の違いに親の基本的な関係形成を結ぶ力が関係していることがわかった。特に、関係が改善されない親の場合、恒常的で安定的な関係を結べない点が重要な課題であり、そこには自他への基本的な不信が根底にあると

よいのではないかと。また、安定的な家族で育つことができなかった過去にこだわり、家族幻想にとりつかれていることも推察された。

また、施設における家族援助は、子どもの良好な変化を導くことが親の変化を導くことが明確にされた。つまり、家族援助は、親と子どもを一体に捉えていく視点が重要なのである。

次年度の課題は、改善が難しい親への課題にいかに対処するかを検討することがある。さらには、子どもに良好な変化を導く援助を親と一体に捉える援助についてモデル化を検討することにある。そして最後に、否定的な影響を受けてしまう子どもが親を相対化するためには何が必要かを明確にしていくことも重要な研究課題である。

<文献リスト>

・David P.H Jones (1997) Treatment of the Child and the Family Where Child Abuse or Neglect Has Occurred In Mary E.Helfer, Ruth S.Kempe,and Richard D.Krugman *THE BATTERED CHILD*,Fifth Edition The University of Chicago 「子どもと家族への治療ー虐待やネグレクトが発生した家庭への援助」(2003)『虐待された子ども』社会福祉法人子どもの虐待防止センター監修 坂井聖二監訳 明石書店

・尾木まり、庄司順一 (2003)「児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査ークロス分析及び事例・自由記述の分析」平成 14 年度厚生科学研究報告書『被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究』(主任研究者 庄司順一)

・西澤哲 (2002)「被虐待児童の保護者への支援のあり方ー3」虐待傾向を示す親へ

の援助（総論）」平成 13 年度厚生科学研究 順一）
報告書『被虐待児童の保護者への指導法
の開発に関する研究』（主任研究者 庄司

家族支援に対する心理職の役割

——児童養護施設の心理職の一例——

内海新祐（旭児童ホーム 臨床心理士）

1 はじめに

本稿では、「家族支援」という課題に対して、児童養護施設の心理職ができることを検討する。だが、「児童養護施設の心理職」とひとくちにいても、その勤務のあり方、仕事の比重の置き方は施設によってさまざまであり（内海、2004）、ここではもっぱら筆者の日頃の仕事状況やその実感にもとづいて検討するので、普遍性・一般性を備えた主張のつもりはない。今後の議論のための一素材として位置づけられればと思う。

2 「家族支援」に対する仕事の概況

筆者は、家族に対して直接に関わった（介入した）ことはあまりない。少なくとも、継続的にメインの役割を担ったことはない。「家族支援」という言葉に対して、たとえば「家族療法」のような、「心理職が家族に直接的・継続的に介入する」というイメージをもつならば、そういった関わりは皆無である。

では、「家族の支援に関係すること」を何もしていないかという、何がしかしているとは思っている。ただ、それはいつも間接的・補足的なものである。具体的には二つほどある。一つは、担当者や施設長との協議の上、時に応じて家族を含めた話し合いに同席することである。もう一つは、自分が実際に同席しない場合でも、最近の親子関係の様相や子どもの状態像について、家族と接する職員とよく話し合うことである。

（1）家族との話し合いに同席すること

ここで求められていることは、おもに次

の二つである。

- ① 家族に直接会うことで、親や、親子の関係などについての理解を深めること。
- ② 必要があれば子どもの状態について心理職としての理解を家族に伝えること。

①は、家族に対して、こちら（施設側）がより多様で柔軟な見解を持てるようになることをおもなねらいとしている。断定的で固定化した理解は事態の膠着やいたずらな対立の温床となり、双方のゆとりを奪う可能性を孕んでいる。それを極力避けるため、複数の視点から理解することを試みるのである（註1）。支援する側が相互に支え合う感覚を持ちながらゆとりのある視線や態度を保つ工夫は、まずは施設自身のためではあるが、結局はそれが家族のためになると考えられるからこそ行われるのである。その意味で間接的な家族支援といえる。

当の家族としては、「心理職」なる役職が不意に登場することは、場合によっては何か品定めでもされている気分になることもあるかもしれない。だが、多くの場合は導入や設定の仕方次第だと思う。筆者らの場合、筆者が「私もお子さんに関わっている者の一人ですので・・・」と同席を請うたり、同席する職員が「この者も関わっているので、ちょっと一緒に考えてもらおうと思って」と私を紹介したりして場が設けられるが、大抵はこのような入り方で、先方の抵抗感や被圧倒感を惹き起こすよりも、こちらの支援体制の手厚さを示していると思う。これが伝わるならば、家族に対す

る支援を補足的におこなっているといえるだろう。この側面は、②が的確になされればより補強されることになるだろう。

(2) 家族と接する職員との話し合い

もう一つはさらに間接的なもので、自分が実際に同席しないで、最近の親子関係の様相や子どもの状態像について、家族と接する職員とよく話し合うことである。そして、それをもとに筆者なりの見解を持ち、職員と共有し、子どもと家族についての理解を深めることである。時には職員とケース記録を一緒に読み返したり、外部のケースカンファレンスに共に出かけこともある。要するに、同席はしないけれども、意味合いとしては(1)の①と同じと考えて良いだろう。比率としてはこちらの方が高い。

このような形をとるのは、心理職が家族と会うと、メリットよりデメリットの方が大きくなると予測される場合もある(たとえば、狭義の「心理療法」として筆者が個別に会っている子どもが親への複雑な思いを訴えている局面など)し、また、特定の職員としか関係が作れず、複数の職員が窓口になると事態が混乱するので対応する職員を特定の誰かに絞らざるを得ないなど、時にある「窮屈さ」や「やっかいさ」をこちらに感じさせる家族もいるからである。話を共にする頭数が多い方が良いとは常にはいえない。それゆえ同席は「時に応じ」なのである。この辺りの判断は当施設ではおもに施設長が行うが、担当者や心理職が申し出ることもある。

3 事例(本質を損なわない程度に脚色を加えてある)

小学校低学年男子。きょうだいの中で自分だけが施設に預けられた過去をことあるごとに持ち出しては片親をなじり、そこに負い目をもつ親にモノを買わせるというこ

とが繰り返されていた。セラピー(ここでは個別の遊戯療法的面接を指す)の中でも、「良いもの」はすべて自分が持っており、セラピスト(筆者)は貧弱なものしか持っていない、その僅かなものをも最後には奪うという遊びが繰り返された。セラピストは、その繰り返しの中で、際限なく貪られるような惨めな感覚を覚えながら、しかしそれが決して相手にとっての「満たされた感じ」になっていかない徒労感のようなものを深めていた。

親は、生活が思うように回って行かないことについて、ともすれば周囲を見下すような物言いになりやすく、その分孤立しがちであった。いつ果てるともない子どもの要求、それに対する苛立ち、しかし底流にある罪悪感、愚痴めいた思い…このような気持ちはもっぱらこの子の担当職員が聴き、親もこの職員を頼る気持ちを強く持つようになった。だが、時に強くなりすぎ、この職員も一人で親の話を聴くことに重たさを感じるようになっていった。重たさが強くなるにつれ、職員は施設長や筆者とともに話をすることが自然に増えていった。筆者がセラピーで子どもに対して感じる先述の感覚は、生活を共にする担当職員も強く共感できるようであった。同様の様子は生活の端々に見え、周囲の大人も子どもも苛立つことがしばしばあったからである。

あるとき親との話し合いに、施設長、担当者と共に同席することとなった。親の勤務状況の変化に伴い、外泊や帰省をどのようにするかが話し合いの表向きの目的であったが、親は子どもに手を焼いているからそれも話題にした方が良くだろう、との判断が施設長にあったようである。はたして話題は子どものことになり、「この子はわがまま過ぎる」という流れで、筆者はセラピーで受ける感覚を(具体的な遊びの内容は伏せつつ)述べてみた。「なにか搾り取

られるような感じ、でしょうか…こちらの後ろめたさをうまくつついてくるというか。でも、欲しいというものをいくらあげても満たされていかないような…ずっと付き合っていると私もそんな感じがしてくることがあるものですから…」

このとき、その方もそうそう、と我が意を得たといった感じで強く肯き、精一杯やってきたけれど、どんなにやってもあの子には足りないのだ、と肩を落とし半ば自棄的に、嘆息交じりに話された。筆者は、「欲しいものがぱっと手に入ることを望んでいるわけではないのかも、という気もするんです。要求がこれだけ続くということは。もともとパワーが強い、というのもある気がしますが、ひょっとしたら、むしろ自分の要求に揺れないで、自信を持って立っていて欲しい、という気持ちもあるかもしれないと…」と言葉を継いだ。——このような見方は、それまで筆者がスーパービジョンを受けたり施設長や担当者と話し合ったりする中で生み出され、ある程度共有されていたものであるが、実際の親の様子を見て筆者は意を強くした。担当者も、実際これまで親御さんがそのときどきの事情の中で十分やってこられた旨を自然と支持した。この方は、そうですかね、そう聞き直ってもいいんでしょうかね、と思わぬ支持にやや意外の感を持ちつつ、しかしいくばくか力を得たように見受けられた。

4 「家族支援」に対して児童養護施設の心理職ができること

上の例で、筆者は、家族との話合いに同席して親の実際状況についての理解を深めながら(2の(1)の①)、心理職としての理解を家族に伝えた(2の(1)の②)。そしてこれは、家族と接する職員とよく話をすること(2の(2))が土壌になっている。要

するに、家族に対しても職員に対しても、心理職としての理解を提供し、ともに考えることがその役割ということになる。だとすれば、心理職としては、この「心理職としての理解」をできるだけ確なものにしなければならない。そのための努力こそは児童養護施設における心理職の基本的なルーティン・ワークである。つまり、逆説的なことだが、子どもとの「心理療法」に勤しみ子どもについての理解を深めること、子どもと生活する職員とのコンサルテーションを通して子どもと家族への理解を新たにすること。またその理解を共有していくこと、共有できる言葉を探し磨いていくこと。——こうしたルーティン・ワークが、すなわちそのまま施設内の心理職による家族支援ということになる。

これまでの実践報告によれば、児童養護施設の心理職が家族に対して直接的にアプローチしている例はほとんどない。「現時点では、子どもを対象とするのが精一杯」(廣藤,2002)ということもあるかもしれないが、しかしそうでなかったとしても、筆者は上述のようなスタンスで仕事を重ねているせいもあり、施設内の心理職は家族支援という課題に対しては、間接的、補足的な位置に留まっていた方が良いのではないかと考えている。少なくとも、「心理職」「家族」というキーワードから「家族療法」的なものを連想し、介入の担い手として期待することは、理路としては分からないでもないが実務感覚としては懐疑的である。なぜなら、他に直接的・中心的な役割を担うのに適切な人がいるからである。具体的にはソーシャルワーカー(施設の「顔」として家族に会う人:当施設では現在、施設長がこれを担うことが多い)、もしくは子どもの担当者である。

多くの場合、施設と家族の接触は、「親子分離」「入所」という事態をめぐって開

始される。このとき家族は、どんな人が、どのように自分たちのことを見なし、どういう考えをもって関わろうというのか、何をしてくれるのか（くれないのか）、ということが知りたいであろう。援助者側の言葉で言えば「見立て」「方針」に関することである。家族としては、そういう相手の言葉に権威を求めるであろう。これはもちろん「偉い」とか「威張る」ことではなくて、言葉の本来の意味での authority、つまり責任の所在である。「施設としてどうなのか」「子どもと暮らす人としてどうなのか」の表明。この役を果たすのは、FSW（ファミリー・ソーシャル・ワーカー）（註2）と担当者がふさわしい。そういう流れで事が始まっている以上、その後も彼らが中心的役割を継続するのが家族にしてみれば自然であると思われる（どちらが基本窓口になるかは事例の性質によるだろう。）

また、確かに心理臨床の領域は、「親」や「家族」を対象にしたアプローチを行ってきた歴史があり、理論的・実践的な知見の蓄積がそれ相応にある。だが、これらのアプローチは、基本的には「外来治療構造」という条件の中で磨かれたものである。「外来治療構造」は、一定の問題意識を持ち、事態の改善のために時間的・金銭的コストをかけ、定期的・継続的に治療に参加する、という前提によって維持される。子どもが入所にまで至る家族は、しばしばこの前提の成立自体に困難を伴う家族である。「だから外来で培われた知見は役に立たない」とまではいわない。だが、成立困難なこの前提を成り立たせていく営みがソーシャルワークであり、これは片手間では為しえない一つの専門領域のように思う。したがって、もし施設内の心理職がここに関わるとしても、あくまで「問題に対する理解作り」や「支援体制の提示」のプロセスにチームの一員としてフレキシブルに加わる、とい

う位置づけが適切と思われるのである。

前年度の研究報告書によれば、「親との関係が改善された事例」の共通要因の中項目に「子どもの良好な変化」があげられていた（山田ほか、2004）。子どもの状態像が少しでも良くなる努力をすることも間接的な家族支援であることを上の報告は示している。施設内の心理職なら、まずはここに専心すべきだと思う。むしろ、視野が「子ども」だけに固定されているのは不備である。要保護児童の問題は、親子それぞれの生物学的、心理的要因、またその相互作用、そして社会・経済的要因など、さまざまな要因が複雑に絡まり合っており、視野は広くあるべきである。しかし、視野を広く持つことと一つの担い手が実際に手をつける対象を広げることは同義ではない。総花的な関わりは実効性に薄いと思われる。

5 おわりに

本稿では、家族支援という課題に対して児童養護施設の心理職ができることを検討するため、それに相当する筆者の仕事の概況を示した。次いで事例を提示し、その実際の様子を素描した。結論として、特別な何かをするのではなく、心理職としての日常業務を地道におこなうことが、すなわちそのまま家族支援であるという見解を示した。

以上のように結論づけたのは、筆者が「自分としてはこれで（が）いい」「それで家族支援の一部を担っている」という認識を持っているからである。だが当然、次の疑問も生じるだろう。筆者が示したような間接的・補足的な関わりを通し、はたして家族は本当に支援されている（た）のか？——この判断は究極的には保留というほかない。提示した事例に関して言えば、親の経済状態が改善し、退所となってから数年経っても破綻はせずにやっているらしい

が、さまざまな人のさまざまな関わりの中で、心理職の仕事がどこまでそこに貢献したのか、そのほどを査定するのは難しい。その後も劇的に親子関係が変わったわけではなく、相変わらずのパターンはしばしば続いたし、今もあると仄聞する。それに、支援の成否は本当はその生が終わるまで分からない（事例に書くと綻びるという怖いジンクスもある。この事例がそうならないことを祈る）。しかし、将来のことは予測できないにしても、あつときこの方から「自分の大変さがこの人たちにも伝わった」という表情を感じたのは筆者の独りよがりではなかったし（担当者も同様の感想だった）、その後施設との信頼関係も強まったといえるようには思う。そのような関係の中で人生の一定期間を過ごせたことは、少なくともその逆よりはいいであろう——家族支援への貢献に対する判断は、今のところこの程度に留まらざるを得ない。心許なさは確かに残る。だがその一方で、どのような政策や専門家を組み合わせるにしても、家族支援とは、結局はこのようにささやかな改善や望みをねらい、積み重ねる以外ないのではないかと筆者は考えている。とはいえ、冒頭にも述べたように、本稿は一素材である。児童養護施設における心理職の歴史自体がまだ浅い。今後の知見の蓄積を待ちたい。

<註>

（註1）施設内の力関係によっては、偏った見方を補強してしまう危険性もある。異

なる意見が自由に提示され、行き交うことの出来る土壌が前提として必要である。これ自体、言うは易く実現は難しいことではあるが、しかし逆に、難しい（決して自明のものではなく、努力して築くものだ）と認識している方が、危険を回避する可能性に開かれると思う。

（註2）この施設内の新職種をどのように稼働させるかは、それ自体が大きな課題であろう。施設内の心理職をどのように稼働させるかがいまだ課題であり続けているように。

<文献>

- ・ 廣藤稚子 2002 「子どもへの心理療法の実践」（全国児童養護施設問題研究会（編） 子ども虐待と援助 ミネルヴァ書房） p74 - 82
- ・ 内海新祐 2004 児童福祉施設における心理治療的アプローチの現状と課題——情緒障害児短期治療施設・児童養護施設を中心に——（鈴木力（編）平成 15 年度厚生労働省科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書） p172 - 181
- ・ 山田勝美ほか 2004 児童福祉施設における虐待事例に対する家族援助のあり方に関する研究——居住型児童福祉施設における職員への個別面接調査を通して——（鈴木力（編）平成 15 年度厚生労働省科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書） p195 - 215

児童養護施設の小規模化における里親型ファミリー・グループホームの位置づけ —新たな社会的養護体系のモデル化に関する検討

鈴木 力（聖徳大学短期大学部）

1 問題の所在

今日児童養護施設などの児童福祉施設では虐待を体験した子どもの割合が増加している。そのため家庭との分離が必要な子どもを受け入れて生活の場として機能する児童養護施設においては、従来から児童養護施設の多数を占めている「大規模収容」型の大（中）舎制などの養護形態では治療的な関わりを含む個々の子どものニーズに応じた効果的な対応や援助が難しくなりやすく、子どもの個別性を重視した治療的な対応や援助、生活場面での子どもとの愛着関係の構築や適切な自立支援のあり方などに向けた多くの課題が残されている。本論では特に子どもの援助の前提となる当事者としての権利擁護の視点に立ち、援助内容の充実させることによって自立支援を実現し、さらに効果的な援助形態・体制としての施設の小規模化が問われている。本稿では特に虐待を受けた子どもや家族に対する効果的な援助を行うための養護形態のシステム化について考察する。

ただし「効果的な養護形態のシステム化」については、職員の配置基準、子どもに対する養護内容や養護環境、保護者・親に対する援助・支援システム、施設の運営管理や援助体制、地域社会と施設の関係、地域社会のネットワークとの連携などの多岐に渡る課題やシステムのありようについても複合的に関わってくる。施設形態の小規模化だけによって子どもの養護内容を向上させる体制の確保が可能となるとはいえないが、大規模な集団養護は対人関係上のストレスを生じやすく、また集団維持のための

管理主義的な養護内容となりやすい、あるいは個別的なニーズの把握やそれに応じたフレキシブルな援助が難しいなどの改善が図られるべき課題があることは明らかであり、大規模集団養護形態をより小規模かつ地域に根ざした援助形態としていくことは、「児童養護施設近未来像 part II」の前提ともなっている。

こうしたことから、政策的にも新たな養護形態・体制に向けた試みが始まってきている。

まず児童養護施設においては、1992（平成 4）年には自立支援を必要とする高齢児を主な対象とした児童自活訓練ホームを事業として行えるようになり、2000（平成 12）年度には「実親が死亡したり、行方不明等の場合」といった「長期にわたり家庭復帰が見込めない」ケースに対して「近隣住民との適切な関係を保持」しつつ、「家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所児童の社会的自立が促進される」（地域小規模児童養護施設の設置運営について：厚生省児童家庭局長通知）ように地域小規模児童養護施設が創設された。さらに2004（平成 16）年度には、「虐待を受けた児童等の入所が増加しつつあり、虐待を受けた児童等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている児童のケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供」（児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について：厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）するために小規模グ

ループケアが制度化された。このように今日児童養護施設においては、施設の小規模化に向けた制度化が進められている。

また社会的養護の中で「家庭的養護」の中心に位置づけられる里親制度においても、2002（平成14）年度には厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」が出され、小規模な子どもの養育環境である里親制度の改革が進められた。まず里親養育里親、親族里親、短期里親、専門里親に類型され、里親制度を「里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく、社会的な養育である」と公的責任に基づく社会的養護としての明確に位置づけ、さらに「都道府県知事や児童相談所長は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親の行う養育を支援すること」とし、①児童相談所を中心とする里親への支援、②児童福祉施設による里親への支援（特に「家庭支援専門相談員等は、里親への支援等に努めること」とされている）、③児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成すること、④児童相談所による里親に対する養育計画の提示等にも触れている。しかし未だ一般的には里親はボランティアなものとして受け取られることが多く、里親制度の推進も進んでいない。また行政の対応においても、例えばこの通知にあるレスパイトサービスについても、レスパイト先を実際にサービス希望である里親自身が調整するように指導している自治体もあり、また従来からの施設と里親との関係が決して良好とはいえず施設に対する不信感を持つ里親があり、あるいは現状のレスパイト期間や回数の妥当性についても検証が必要であるなど、里親を支える仕組みの脆弱さなどに対する具体的な対応が必要である。

4（2 3略） 生活の場による「格差」からみる残された課題

これまでみてきたことから、社会的養護における根幹に関わる問題の一つを垣間見ることができる。一つは社会的養護の必要な子どもに掛けられている公費に裏付けられた「費用」が生活するところ（場所）による格差があり、このことからサービスの質や内容、継続性に問題や違いを生じている場合があるとすれば、社会的公平性およびシステムとしての合理性・整合性を欠いているともいえる。児童養護施設もファミリー・グループホームも、日常生活諸費など事業費分は同水準に維持され、個々の養護内容の充実度としてみれば（特に厚生労働省のいう「家庭的な」部分の担いやすさやノーマライゼーションの観点からすれば）、里親やファミリー・グループホームにおける養護効果の有効性は高いものであると考えられる。しかし、「夫婦」だけで子どもの援助を行う場合、それを支援するものが少なく、個人に起こりうる生活上の諸般の出来事（本人や近親者の病気や死亡など）のため、継続性が脅かされるリスクは施設より高くなる。社会的に必要な資源であるとするならば、実際に施設にかけられている措置単価とファミリー・グループホームのそれや里親手当との「差額」について勘案し、一人ひとり子どもに対する支援や生活の場の安定確保継続（循環）のために活用することは論理的に整合性があると考えられる。

さらに二点目としては、児童福祉法の改正からも明らかなように、児童相談機能もこれから市町村に持たされる事柄が増え、児童相談所は重篤な虐待対応等に専門特化される。そのためには、地域における社会

的養護システムの強化がさらに必要となっている。こうした流れから考えられることは、地域福祉と子ども家庭福祉が積極的にリンクし、換言すれば社会的養護を地域福祉の枠組みの中での明確な位置づけを与えていくことも必要になる。現在の特定地域に偏在し、広域措置されてきた児童養護施設、乳児院を中心とする養護体系から、地域社会に受け皿となるファミリー・グループホーム、里親、専門里親などのといった小回りの利く資源を地域内に積極的に開拓・拡大し、そしてそれを支援する仕組みが地域社会に展開するような体制を確保し、例えば中核市程度の行政規模の地域社会ではどのような社会的養護システムを展開できるのかという地域の社会的養護システムに関する今後のビジョンが必要となってくる事が考えられる。今日依然として里親制度の伸び悩みや、ファミリー・グループホームの担い手を養成していない（準備していない）現状は大きな社会的リスクを抱えていることとなる。さらに実態として、「養育計画」を立てる児童相談所の役割が実際には十分に果たされていない児童相談所もみられることから、児童相談所が現状のままで急に里親やそれに準ずるファミリー・グループホームに対し、十分なサポートを開始する体制が早急に確保できると考えることは無理がある点に対する新たな視点が必要である。

もう一点は、国の地域小規模児童養護施設や一部自治体のグループホームやファミリー・グループホームなどが、概ね6名の定員とされていることである。この6名という数値が子どもの育ちに最適であるとか、有効性が高いことを検証する実証的研究はほとんどなく、現状の定員数が子どもの最善の利益を守るための養育の場という見地からの意味する根拠はわからない。た

だ制度として運用される際、児童福祉施設最低基準の児童養護施設の子どもと保育士等職員との人員配置で使われている現行の6対1という配置基準がそのまま使われていると解される。施設の小規模化を考える上では、子どもの生活集団と職員集団との適正規模についても検討が必要である。（筆者は子どもの定員は3名、もしくは4名がグループダイナミクスとしても妥当性が高いと考える。な夫婦の養育者およびその実子が0～3名を考えれば、およそ6～9名、10名以内の集団規模となる）と考える。この場合、ファミリー・グループホームと複数の子どもを養育する養育里親との違いがどこにあるのかと問う声もあるが、先に述べたように社会的養護体系における措置単価の整合性と社会的公平性から、里親以上に専門性と継続的な援助を担うことが可能な資源であるとして、それぞれの養護体系の再考を今後行っていきたい。）

本稿では、現状で肯定的に取り上げられてきた「施設の小規模化」の潮流の元、社会的養護体系における制度論的問題を背景に、今後新たに再考することが求められる諸点を提示した。その他の今後の課題として、①一施設で地域小規模児童養護施設と自活訓練ホームが併用できないこと、②地域小規模児童養護施設が定員の枠外であること、③既存の児童養護施設の専門特化に関すること（例えば発達障害や情緒障害児対応型、里親支援型、地域ニーズへの対応強化型、一時保護・短期目的型、自立援助ホーム型ないしは自立支援専門特化型など、児童養護施設・乳児院一体型など）やそれにあわせた施設の小規模化に関する検討の必要性、④抜本的に里親、里親型ファミリー・グループホーム担当者の開拓と養成制度、ケアシステムを見直す必要があること、などの課題が残されている。